

【現代技術史研究会の会誌「技術史研究」70周年記念特集号出版のご案内】

2023年12月10日

後藤 政志

私が長年関わってきました「現代技術史研究会」という小さな研究会は、会の発足から70年を迎えることから、「技術史研究」の70周年記念特集号を出すことになりました。会誌の表紙等を添付します。

この研究会は、故星野芳郎という技術評論家が中心になり、技術と人間、技術と社会など、技術者や研究者および市民など技術の負の側面も含めて技術にこだわりをもったメンバーが活動をしてきました。

その活動を共同通信の記者、平野 恵嗣（ひろのけいじ）氏が会員のインタビューを元に書き下ろした書籍「もの言う技術者たち」（発行：太郎次郎社エディタス）2023年1月が発行されました。この書籍を一読いただくと、現代技術史研究会の活動の一旦がお分かりいただけると思います。

この会は、水俣病の問題をずっと追求し「公害原論」として世に問うた宇井純が良く知られており、未公表の裁判に関する論考が本会誌に載っています。企業内技術者が多数いたため、外部に出す論考は、多くがペンネームで出されてきました。また、金属材料学の井野博満氏も、現代技術史研究会を含めた技術者運動について広範にわたる活動の報告を本会誌に出されています。

今回は、現在会に所属する会員が、ほぼ実名で書いた会誌が出版されることになりました。次ページにその目次と、後藤の掲載論文（川内原発の鹿児島県技術委員会の分科会の報告）の中の一節を紹介させていただきます。僭越ながら、私が現在議長の役をさせていただいておりますので、このような形でお願いをする次第です。

また、添付のように、「12月9日付朝日新聞の全国版の読書欄の下段左側に「技術史研究」というタイトルで広告（添付広告）が出ています。

すでに発行され、書店でもご覧いただけますので、その節は是非ご購入の上、ご一読していただくよう、お願い申し上げます。

また、案内にありますように、(株)くんぷる社へ注文いただくことも可能です。以下内容の一部を紹介させていただきます。特に鹿児島県の川内原発運転延長問題に関心のある方には、是非お読みいただきたいと願っております。

老朽化した原発を運転することは大規模事故のリスクを上げる  
—鹿児島県川内原発の特別点検に係わる元分科会委員の証言— 後藤政志

【抜粋 その1】 企業秘密と情報開示

本件に関しては、第6回分科会の破壊靱性値の実績値の開示を巡って、渡邊英雄委員のコメントがあった。

「(渡邊委員) そのときにやっぱり内部の先生方ではなくて、やはりしっかりと公に公表してほしいのですね。その圧力容器に関わるものというのは非常に何か、何ていうのかな、風通しが悪いのですね。風通しが悪いところでもしっかりと公表して説明してもらいたいのですね。だからそれも含めて、それは電力がしないと誰もしない事項です。玄海1号炉脆化問題の時はいろいろ東京で議論しましたけれども、あなた方公表できたのですよ。玄海の時にできたことがなぜ今回できないかというのが、理屈が分からないのですね。もっともっと規制緩和というのは進んでいるはずなのだけれど、あなた方は公表していないのですよ。私は思うのですけれど、いかがですか。それは会社の秘密と書いているけれども、企業秘密と書いているけれども、それは例えば重工の秘密なのかあなた方の秘密なのか、それとも電事連全体の秘密なのかとか、やはりしっかりと明らかにしてもらって、もっと風通しの良い議論にしてもらえませんか。」という指摘は重要である。これに対して、「(九州電力)先生のおっしゃるとおり、情報を出せるものについてはしっかりと出していきます。ただし、やはりどうしても公表できない部分もあります。先生たちに対してはしっかりとデータをお見せいたしますけれど、やはり企業秘密等もありますので、その辺は御理解をしていただきたいと。ただし、玄海の時に先生がおられて、しっかりと議論ができていたと思いますので、積極的にお示し

して、理解を深めていただきたいというふうに思っています。」と企業秘密を前面に出して渡辺委員の言葉をけん制している。これが、原子力発電事業者の基本思想であることが良く分かるやり取りである。

その後、後藤からの発言で「(後藤委員) すみません、私も一言。今の関係で大事なことなので申し上げます。今までPTSの関係でデータ出されているものの説明は、ほとんど全部白抜きになっていて、委員にはもちろん示されていますけれど、一般公開していませんよね。これね、どういうことかという、委員には評価してくださいというのがきているかもしれないけれども、県民の皆さんから見ると、全部これは白抜きで伏せられているわけですよ。

例えば私が仮に納得して、これを県民の皆さんに説明する。例えば、知事に説明する義務が私にあるとして、説明しようとしたらこの図の数字も言えないし、詳細なデータも分からないのですよ。説明にならないでしょうが。一体何を考えているか分からないのですよ、そのところは。だから、(情報開示しているかしていないかは) 安全性というところの根底に関わるのです、これは。安全性を確認するというのは、秘密があったら駄目なのです、1か所でも。1か所でもここに秘密があったら、それはもうその段階でここが分からない(証明できない)ということになりますから。はっきり申し上げて、その状態で皆さんにそれを説明することは無理なので。だから、電力さんとしては事情があるかもしれない。でも、それは説明できないのだったら、その安全性は説明できませんということになるから、それをよく踏まえてお考えいただきたいということです。」

さらに、その少し先で、「(後藤委員) すみません、最後。そのことはですね、結局、非常に原子力における知識の差、情報を持っている側と、持っていない人がいて、そのときにその格差を固定して、そのまま分からない人たちには分からなくていいっていう立場なんですよ。非常に、原子力としてはね、原子力でそうやっていることになると、私は信頼を失うと思いますよ。そう思い

ませんか。だって、委員には説明するけれど、専門的な話だから一般の人には知らせないってことは、「あなた方に幾ら説明したって分からない」のだからっていう背景があるわけでしょう。そういう態度に見えるのですよ。その開示する情報を商業上の機密にしたっていうのは分からないじゃないけれど、少なくとも安全性の問題で議論するのになぜそうなるかという、我々じゃなくてむしろ鹿児島県の県民、あるいはその周辺の人たちが、万一の事故のときに命に関わる関係になっているから、ちゃんと安全のことは説明すべきだと言っているのですよ。それを、いや、それは商業上の問題があるから開示できませんって言ったら、そんなことみんな納得されると思いますか。もちろん内容によりますよ。全てとは言わない。だけれど、PTSとかね、万一のことが大変なことだから言っているのですよ」

(本件は、第7回分科会議事録(2022年11月7日) p.37~48で詳しく議論している。)

さらに、第8回分科会議事録(2022年12月23日) p47~51に各委員の見解が示されている。ここで、後藤は「原発の安全性に関わる情報は、原則として企業機密より優先されるべきとして、企業が安全性に関わる情報提供を企業機密を理由に情報開示を拒むことはできない」とすべきと考え、提案してきた。これに対し、分科会の他の大多数の委員は、多少の意見のずれはあるものの、「原子力の安全性に関する情報開示は最大限優先されるべきだとしつつ、他方で企業の競合他社へ機密情報提供は認めるとして、企業に情報提供を強要することはできない」との結論になった。

この問題は、周囲の環境をどう考えるかよって変わると思われるので、「どのような場合に情報開示を優先する必要があるか」ということを少し検討する必要があると考えるが、少なくとも、PTS等の解析方法まで企業機密として、非開示が正当化されることは、極めて遺憾である。

## 【抜粋 その2】 9. 過酷事故関係の議論

第9回 2023年1月30日分科会

(後藤委員)「・・・今のお話で、私の申し上げているところの一番ポイントは、やはり前から申し上げていますけれども、格納容器の場合、結局福島の事故で明らかになったことは、設計基準事故で防げなかったのですよ、残念ながら。だから過酷事故条件というのは非常に重要になってきていて、その時に、ルール上は今まで設計基準でいいということになっていたとしても、実質的には過酷事故の条件で評価できなかつたら全く意味がないと私は思います。」そして、さらに後段で、「実は過酷事故って本当に条件がいろいろなので、こんな値がどうして出せるのかということが率直な疑問です。そうすると、評価をする上で、重大事故条件というものをもう少し幅を持たせて非常に厳しい条件を考えておかないと、評価にならないのではないかとというのが、私自身はそういうふうに非常に厳しく考えております」。

さらに、(後藤委員)「基本的なことなので、過酷事故が起こったときに、例えば炉心溶融が起こったと。炉心溶融を起こして、そのあとの経緯というか、事故の進展について断定することがものすごく難しいと思うのですよ。溶融デブリがどうなったかなんて、例えば今の福島1号機ですか。あそのペDESTALの鉄筋と、それからコンクリートがありますね。コンクリートが全くなくなってしまった状態になっているとか、そういう厳しい状況になっているわけですよ。そうすると、温度が何℃だとか圧力があるかってそういうマクロなパラメータのところでは評価をしようとする、すごく難しい状態になると。極端なことを言ったら、2千何百℃あるようなものが飛んできたらどうなるか、例えば圧力の高い状態で炉心がおかしくなったと。それはものすごい高温・高圧の液体が出ますから、DCH(格納容器直接加熱)といいますけれど、そういうようなことが起こらないという保証がなかなか難しいのが原子力の世界なのです。」

その後、「(佐藤委員) あと設計基準と重大事故の環境については、私もよく分からないところがあります。後藤先生もおっしゃったように、重大事故というのは、本当にもう手放し状態で、事故をどんどんどんどん進展させるというようなことがあったときには、もうPWRといえども格納容器が設計圧を超えるようなところまでいくわけですし、ここに温度とか圧力が示されているということは、ある重大事故の時の効果的な対応が担保されているわけですね。そこら辺が分からないわけですし、なので温度は本当にこれ以上上がらないのかとか、圧力もそうなのかと、こういう疑問が出てくるわけです。なので、その重大事故と言っている時にはそれとセットにしている、担保にしているアクションとかそういうものを、簡単にでも説明してもらえるといいのかなと。」

過酷事故に関しては、九州電力はほとんど説明さえしようとしていなかった。

以上 (会誌後藤の巻頭論文より抜粋)